

私部南第1地区地区計画（地区整備計画）概要

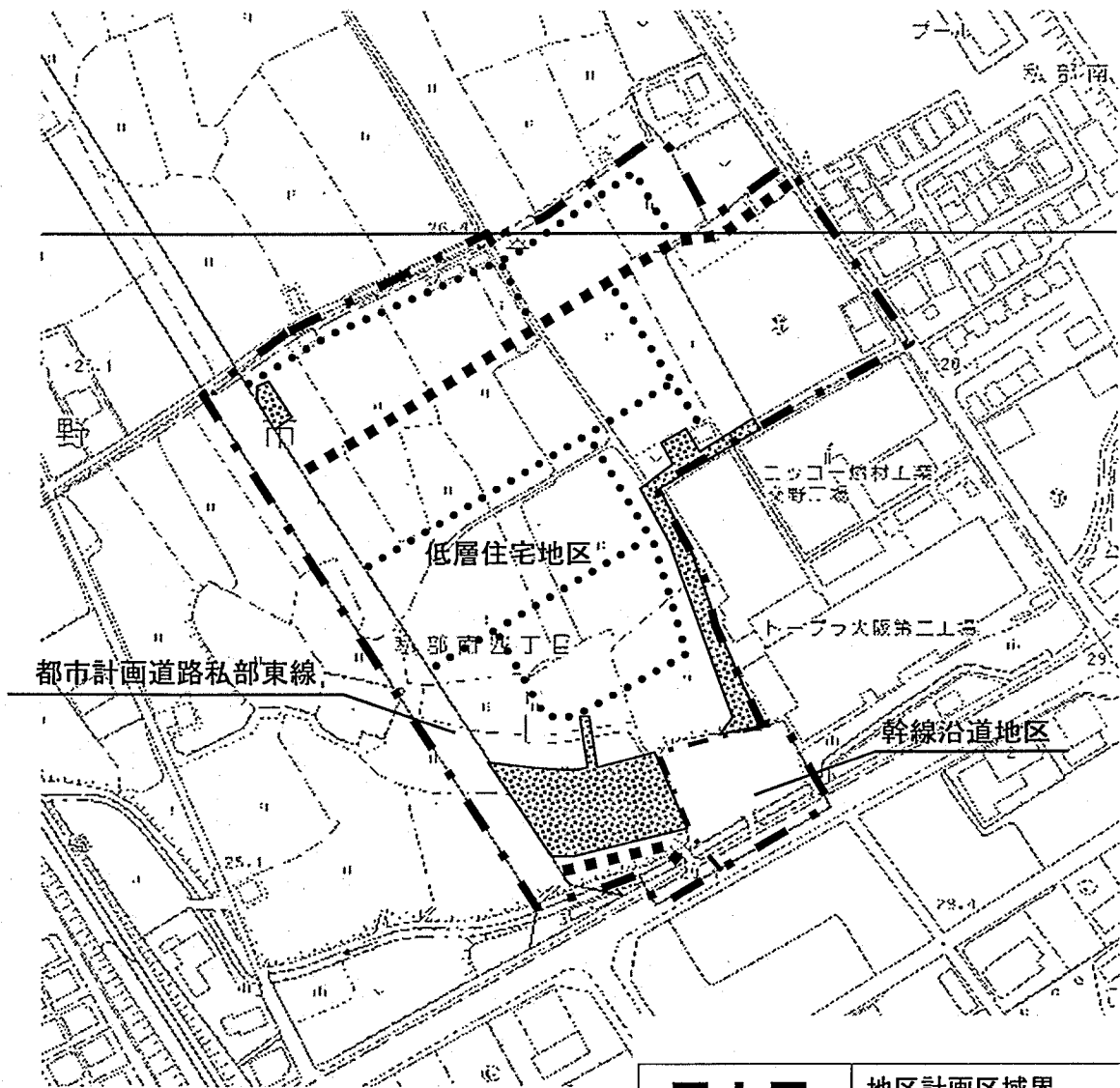
地区の細区分	低層住宅地区	幹線沿道地区	
地区整備計画による建築物等に関する制限	建築物等の用途等	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1)住宅(3戸建以上の長屋を除く。) (2)共同住宅 (3)住宅で、延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供し、次に掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。) ア 事務所(政令第130条の3第1号に掲げるものに限る。) イ 日用品の販売を主たる目的とする店舗 ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 (4)集会所(近隣住民の集会の用に供するものに限る。) (5)診療所(患者の収容施設があるものを除く。) (6)前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に掲げるものは除く。)	次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。 (1)店舗、飲食店、事務所、その他これらに類する用途に供するものうち、次号のアからキに掲げるもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの(3階以上の部分を当該用途に供するものを除く。) (2)2階以上の部分を共同住宅の用途に供するもので、次に掲げる用途を兼ねるもの ア 日用品の販売を主たる目的とする店舗または食堂若しくは喫茶店 イ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣裳屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 ウ 洋服屋、畳屋、建具店、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。) エ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50㎡以内のもの(原動機を使用する場合には、その出力の合計が0.75kw以下のものに限る。) オ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 カ 物品販売業を営む店舗(政令第130条の5の3第1項第2号に掲げるものに限る。) キ 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗 (3)前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に掲げるものを除く。)
	容積率の最高限度	100%	200%
	建ぺい率の最高限度	50%	60%
	敷地面積の最低限度	180㎡	500㎡
	高さの最高限度	10m	16m
	外壁等の位置	敷地境界線から1m以上	
	形態、意匠	屋根、外壁等の色彩は、良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとするともに、街区全体としての調和に配慮する。また、看板、広告板についても周辺景観と調和したものとなるよう、文字・図柄・色彩・形状などのデザインに配慮するとともに、大きさや表示内容についても必要最小限とし、周辺の環境を損なわないものとする。	
	緑化率の最低限度	敷地面積の25%	
	かき、さくの構造	道路に面するかき、さくは生垣、ネットフェンス、鉄柵等とし、ブロック塀その他これに類するものは築造できない。 ただし、次のものは除く。 (1)高さが0.6m以下のもの (2)門 (3)門の袖で長さが2m以下のもの	
	その他	法22条適用(詳細な内容及び他の規制状況等について別途確認してください。)	

都市計画決定平成24年 3月16日


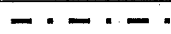


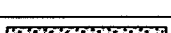
建築条例施行平成24年 6月18日

この表中、「法」とあるのは建築基準法を、「政令」とあるのは建築基準法施行令を指します。

私部南第1地区地区計画区域概要図



※ 地区計画区域と地区整備計画区域は同一区域です。

	地区計画区域界
	地区の細区分線
	地区施設道路
	地区施設道路
	地区施設公園・緑地

これは、地区計画区域、地区整備計画の細区分及び地区施設の概要を表示したものです。
制限内容、区域界、地区施設の配置等の詳細については担当課にて確認して下さい。